

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	1	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業	
事業番号	C-7-1	事業実施主体	市	
交付期間	H24～H27	総交付対象事業費	3,803,090 (千円)	
事業概要				
■水産業共同利用施設復興整備事業 東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の主要な産業である水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、共同で利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。 ▽事業量 水産業共同利用施設の整備 松川浦漁港原釜地区：原釜荷捌所施設 A=5,617㎡, 原釜共同集配施設 A=1,125㎡ 原釜海水浄化施設 A=77.9㎡, 原釜漁具倉庫施設 A=10,500㎡ A=1,750㎡ 松川浦漁港松川浦地区：漁船漁具保全施設, 水産物加工・直売施設 A=287.67㎡ 松川浦漁港磯部地区：上架施設修理, 漁具倉庫施設 水産物加工流通施設整備事業 敷地面積 A=16,500㎡ 建物面積 A=4,163.5㎡ 水産業施設周辺環境整備 環境整備事業(トイレ、観光と連携した施設の整備) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第4項 漁業基盤整備(P24) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第6項 漁業基盤整備(P28)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000haを超える面積は津波により被害を受け、市沿岸部にある漁港内でも、ほとんどの施設が流出、全壊の被害を受けており、残った施設についても、柱のみとなるなど施設として機能しない状況となっている。 また、水産業に欠かせない漁船についても、津波の被害によりほとんどが流出、大破し、現在は津波を避けるため沿岸に避難した船だけとなっている。 沿岸部に住む多くの方は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫など、すべてのものを失っており、将来の見通しが立っていない状況である。 さらに追い打ちをかけるように、漁の自粛が決定され、解除の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。 市の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことを危惧しており、早期に支援策を講じる必要があると考えている。 しかしながら、相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがなく、収入がない状況であり、かつこれまでの復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することはできないため、市が水産業基盤整備を実施し、いち早い再開を支援するために本事業を実施することとした。				
関連する災害復旧事業の概要				
松川浦漁港では、県事業として漁港施設(護岸、船曳き場)復旧事業を実施、また、漁港背後地(道路含む)についても、地盤沈下が著しいため、地盤嵩上げを実施予定。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	2	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部86号線)		
事業番号	D-1-1		事業実施主体	市	
交付期間	H24～H26		総交付対象事業費	100,000 (千円)	
事業概要					
■水産業共同利用施設復興整備事業 東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の主要な産業である水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、共同で利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。 ▽事業量 水産業共同利用施設の整備 松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌所施設 A=5,617㎡, 原釜共同集配施設 A=1,125㎡ 原釜海水浄化施設 A=77.9㎡, 原釜漁具倉庫施設 A=10,500㎡ A=1,750㎡ 松川浦漁港松川浦地区 : 漁船漁具保全施設, 水産物加工・直売施設 A=287.67㎡ 松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理, 漁具倉庫施設 水産物加工流通施設整備事業 敷地面積 A=16,500㎡ 建物面積 A=4,163.5㎡ 水産業施設周辺環境整備 環境整備事業(トイレ、観光と連携した施設の整備) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第4項 漁業基盤整備(P24) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第6項 漁業基盤整備(P28) ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状態にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	3	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部113号線)	
事業番号	D-1-2		事業実施主体	市
交付期間	H24～H26		総交付対象事業費	41,000 (千円)
事業概要				
■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市尾浜地区 東部113号線 L=200m W=6m C= 41,000千円(尾浜高塚地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO	4	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部116号線)	
事業番号	D-1-3		事業実施主体	市
交付期間	H24～H26		総交付対象事業費	41,000 (千円)
事業概要				
■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所: 相馬市尾浜地区 東部116号線 L=200m W=6m C= 41,000千円(尾浜南ノ入地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	5	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(法定外道路)	
事業番号	D-1-4		事業実施主体	市
交付期間	H24～H26		総交付対象事業費	89,000 (千円)
事業概要				
■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所: 相馬市尾浜地区 法定外道路 L=400m W=6m C= 89,000千円(尾浜平前地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのため市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO	6	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部123号線)		
事業番号	D-1-5		事業実施主体	市	
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	120,000 (千円)	
事業概要					
■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所: 相馬市原釜地区 東部123号線 L=650m W=6m C=120,000千円(原釜戸崎地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO	7	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)	
事業番号	D-1-6		事業実施主体	市
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	751,000 (千円)
事業概要				
■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市岩子地区 日下石石上線 L=2,600m W=7m 橋梁1基 C=751,000千円(岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO	8	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部327号線)	
事業番号	D-1-7	事業実施主体	市	
交付期間	H24～H26	総交付対象事業費	140,000 (千円)	

事業概要

■市道整備事業(市街地相互の接続道路)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市岩子地区

東部327号線 L= 800m W=6m C=140,000千円(岩子字坂脇から岩子字宝迫地区への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30)

[相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	9	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部339号線)	
事業番号	D-1-8	事業実施主体	市	
交付期間	H24~H26	総交付対象事業費	11,000 (千円)	

事業概要

■市道整備事業(市街地相互の接続道路)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市岩子地区

東部339号線 L= 50m W=6m C= 11,000千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30)

[相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	10	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部338号線)	
事業番号	D-1-9	事業実施主体	市	
交付期間	H24～H26	総交付対象事業費	42,000 (千円)	

事業概要

■市道整備事業(市街地相互の接続道路)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市岩子地区

市道7路線、法定外道路1路線 総延長L=7,280m

東部338号線 L= 250m W=6m C= 42,000千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30)

[相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	11	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部471号線)	
事業番号	D-1-10		事業実施主体	市
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	312,000 (千円)
事業概要				
■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所: 相馬市柏崎地区 東部471号線 L=1,400m W=6m 橋梁1基 C=312,000千円(柏崎中台地区から日下石鳥喰地区への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施するもの。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災地域については、災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	12	事業名	災害公営住宅整備事業(馬場野団地)	
事業番号	D-4-1	事業実施主体	市	
交付期間	H23~H23	総交付対象事業費	147,000 (千円)	

事業概要

■災害公営住宅整備事業(馬場野団地)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

馬場野団地 共同住宅12戸1棟の整備

▼位置付け

[相馬市復興計画]第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16)

[相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(1,400世帯)が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。

なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO	13	事業名	災害公営住宅整備事業(明神前団地)	
事業番号	D-4-2		事業実施主体	市
交付期間	H23～H23		総交付対象事業費	608,366 (千円)
事業概要				
■災害公営住宅整備事業(明神前団地) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 明神前団地 戸建50戸の整備(用地取得含む) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(1,400世帯)が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	14	事業名	災害公営住宅整備事業(原釜地区)	
事業番号	D-4-3		事業実施主体	市
交付期間	H23～H23		総交付対象事業費	147,000 (千円)
事業概要				
■災害公営住宅整備事業(原釜地区) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 原釜地区 共同住宅12戸1棟の整備 ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(1,400世帯)が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	15	事業名	災害公営住宅整備事業(磯部地区)	
事業番号	D-4-4		事業実施主体	市
交付期間	H23～H23		総交付対象事業費	147,000 (千円)
事業概要				
■災害公営住宅整備事業(磯部地区) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 磯部地区 共同住宅12戸1棟の整備 ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(1,400世帯)が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	16	事業名	災害公営住宅整備事業(細田地区)	
事業番号	D-4-5		事業実施主体	市
交付期間	H24～H24		総交付対象事業費	750,500 (千円)
事業概要				
■災害公営住宅整備事業(細田地区) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 細田地区 戸建71棟の整備 ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(1,400世帯)が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	17	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	
事業番号	D-5-1		事業実施主体	市
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	340,848 (千円)
事業概要				
■災害公営住宅家賃低廉化事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。 ▽事業量 対象戸数:518戸(H23・24年度建築が169戸、25年度が349戸予定) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(1,400世帯)が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、応急仮設住宅や県借り上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	18	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	
事業番号	D-6-1.		事業実施主体	市
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	188,873 (千円)
事業概要				
■東日本大震災特別家賃低減事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。 ▽事業量 対象戸数:518戸(H23・24年度建築が169戸、25年度が349戸予定) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(1,400世帯)が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、応急仮設住宅や県借り上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているが、特に低所得者について、災害公営住宅家賃低廉化事業以上の家賃負担の軽減が必要不可欠である。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	19	事業名	下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(事業計画策定)	
事業番号	D-21-1-1	事業実施主体	市	
交付期間	H23~H24	総交付対象事業費	376,500 (千円)	
事業概要				
■公共下水道(雨水幹線)整備事業(事業計画策定) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 対象面積 尾浜、細田及び岩子地区内の3ヶ所、114ha 事業内容: 下水道事業(雨水幹線)事業計画の策定 護岸・道路の復旧・復興事業と関連しての冠水対策のための早急な排水事業の実施 ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P32)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下(40cm程度)が発生した。 特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、細田及び岩子地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車の通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。 また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。 対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。 については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災地域については、道路、水道、公共下水道(汚水)等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。 また、密接に関連する松川浦護岸築堤工事や道路復旧・復興事業を実施 ※細田地区仮護岸についてはH23年度に復旧事業として完成予定のため、内水排除のための早急な対応が必要				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-21-1
事業名	下水道事業
直接交付先	D-21-1
基幹事業との関連性	
本事業は浸水影響範囲での内水排除方法を効率的かつ綿密な事業手法を検討する必要があるため、影響範囲の確定、事業実施手法等の事業計画を策定しつつ、密接に関連する護岸、道路復旧・復興事業との事業進捗状況にあわせて一体的に速やかに実施していく必要がある。 そのため、先行する護岸工事にあわせて排水が可能となるよう事業を進めつつ、事業計画を策定し、基幹事業である下水道事業につなげるものである。 なお、早急な排水事業を継続的に行うことが可能となる場合は、基幹事業である下水道事業の対象区域を減少させることも可能となるため、基幹事業である下水道事業の効率化も図られ、かつ事業費の削減も見込まれるものと思われる。	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	20	事業名	防災集団移転促進事業(細田地区)		
事業番号	D-23-1	事業実施主体	市		
交付期間	H23～H27	総交付対象事業費	1,009,750 (千円)		

事業概要

■防災集団移転促進事業
東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に相当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量
住宅団地…相馬市尾浜字細田地内外
移転想定世帯数…41世帯(災害危険区域内世帯数)
移転促進区域…約5.4ha(災害危険区域)

▼位置付け
[相馬市復興計画]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19)
[相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。

新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO	21	事業名	防災集団移転促進事業(刈敷田地区)	
事業番号	D-23-2		事業実施主体	市
交付期間	H23～H27		総交付対象事業費	2,660,075 (千円)
事業概要				
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市新沼字刈敷田地内外 移転想定世帯数…113世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約15.4ha(災害危険区域) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
今回の震災により、本市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	22	事業名	防災集団移転促進事業(荒田地区)	
事業番号	D-23-3		事業実施主体	市
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	4,657,502 (千円)
事業概要				
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に相当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市原釜字荒田地内外 移転想定世帯数…185世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約24.6ha(災害危険区域) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
今回の震災により、本市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	23	事業名	防災集団移転促進事業(鷲山地区)		
事業番号	D-23-4		事業実施主体	市	
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	6,229,715 (千円)	
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に相当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市磯部字山信田地内外 移転想定世帯数…257世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約34.2ha(災害危険区域) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
直接交付先					
基幹事業との関連性					

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	24	事業名	防災集団移転促進事業(新沼地区)	
事業番号	D-23-5		事業実施主体	市
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	2,211,866 (千円)
事業概要				
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に相当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市新沼字大森地内外 移転想定世帯数…62世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約8.2ha(災害危険区域) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
今回の震災により、本市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	25	事業名	防災集団移転促進事業(南ノ入地区)	
事業番号	D-23-6		事業実施主体	市
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	2,247,475 (千円)
事業概要				
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字南ノ入地内外 移転想定世帯数…93世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約12.3ha(災害危険区域) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
今回の震災により、当市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	26	事業名	防災集団移転促進事業(高塚地区)	
事業番号	D-23-7		事業実施主体	市
交付期間	H24～H27		総交付対象事業費	1,551,181 (千円)
事業概要				
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適當でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字高塚地内外 移転想定世帯数…62世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約8.2ha(災害危険区域) ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
今回の震災により、本市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。				
関連する災害復旧事業の概要				
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	27	事業名	防災集団移転促進事業(磯部中西地区)	
事業番号	D-23-8	事業実施主体	市	
交付期間	H24～H27	総交付対象事業費	1,890,743 (千円)	

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市磯部字狐穴字地内

移転想定世帯数…12世帯(災害危険区域内世帯数)

移転促進区域…約1.5ha(災害危険区域)

▼位置付け

[相馬市復興計画]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19)

[相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。

新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

直接交付先

基幹事業との関連性

(様式1-3①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	28	事業名	防災集団移転促進事業(事業計画策定)		
事業番号	D-23-9		事業実施主体	市	
交付期間	H23～H27		総交付対象事業費	840,350 (千円)	
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 事業計画策定 住民意向調査 用地取得価格検討(不動産鑑定) 用地測量 移転促進地域事業計画策定 ▼位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
直接交付先					
基幹事業との関連性					